

令和2年9月11日
在ガーナ日本国大使館 領事班
Dr. Hideyo Noguchi Street, West Cantonments, Accra, Ghana P.O.Box
GP1637, Accra, Ghana
Phone: +233-(0)30-2765060 Fax: +233-(0)30-2762553
開館時間外 Phone: 233-(0) 24-432-8173

在留邦人及び旅行者の皆様へ

ガーナの新型コロナウイルス対策について(その18):

一時退避により失効したガーナ在留許可をお持ちの方の再入国及び在留許可の更新について

在留邦人の皆様には、日頃より当館の業務につきご理解、ご協力を頂きありがとうございます。

ガーナ移民局(Ghana Immigration Service)から大使館宛の、新型コロナウイルス感染による規制によって、ガーナ国外に一時退避している間にガーナの在留許可が失効した方でも再入国可能である旨(ガーナ入国時に査証取得が必要で、200ガーナ・セディの査証手数料(*)は発生)及び期限超過による罰金無し(通常の更新費用は発生)で在留許可の更新が可能である旨を書面で確認しました。

(*)本文書の査証手数料(visa fee)と記載されているものについては、当館から GIS に確認したところ、これは空港到着時に発給される On Arrival Visa を指しており、こちらを取得する必要があります。同 Visa への申請が可能なカテゴリーの中に、「Renewal of Quota」があり、今回失効した在留許可をお持ちの方たちもこのカテゴリーに該当するので、「Renewal of Quota」申請書(Form)の空港での提出時に支払う手数料のことであるとの回答がありました。

この文書は、以下の当館 HP 上に掲載しています。

<https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100092238.pdf>

一時退避により在留許可が失効している方におかれましては、ガーナへの渡航にあたって、航空機への搭乗時や途中経由地でのトラブル等を避けるため、この文書を印刷して携帯されることをお勧めいたします。

(過去の領事メール)

- (その1) <https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100008734.pdf>
- (その2) <https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100018112.pdf>
- (その3) <https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100020992.pdf>
- (その4) <https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100021043.pdf>
- (その5) <https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100026772.pdf>
- (その6) <https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100036233.pdf>
- (その7) <https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100037752.pdf>
- (その8) <https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100040957.pdf>
- (その9) <https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100044205.pdf>
- (その10) <https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100046680.pdf>
- (その11) <https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100049257.pdf>
- (その12) <https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100049820.pdf>
- (その13) <https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100051606.pdf>
- (その14) <https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100053846.pdf>
- (その15) <https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100060792.pdf>

(その16) <https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100088882.pdf>

(その17) <https://www.gh.emb-japan.go.jp/files/100089437.pdf>

以上